

## 中世に於る熊野信仰の発展

新城, 常三

<https://doi.org/10.15017/2329157>

---

出版情報 : 史淵. 85, pp.1-38, 1961-05-25. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

## 中世に於ける熊野信仰の發展

新城常三

一

古代末、法皇、上皇並に公卿等の貴族層の間には熊野信仰と熊野詣の風が顯著であつたが、それは次第に他の社会に伝播するに至つた。その他の社会とは、地縁を等しくする畿内の一般社会と、空間を越えて尚、中央貴族社会と文化的經濟的な交渉、接觸を不断に有していた地方貴族社会である。後者の例として、先に平泉藤原氏、次いで鎌倉幕府を挙げるこゝが出来ろ。

吾妻鏡文治五年九月十七日条は、頼朝の藤原氏討伐の關係記事を以て埋められているが、そこに、藤原氏歴代の建立社寺、堂宇等が詳記されている。先ず清衡は、中尊寺の外、陸奥の關門白河より外浜に至る行程二十余ケ日の間に、一町毎に阿弥陀像を図繪した笠率都婆を建て、更に同じく共に阿弥陀仏を本尊とする二階大堂（大長寿院）並に金色堂を建立した。彼はここで、千僧を供養して、減年に臨入し、俄に始めて逆善を修さむ、百ケ日結願の時に当り、一病なくして、合掌仏号を唱え、眠るが如く閉眼し訖ぬとあれば、当時の貴族社会の影響を受けて、彼が熱心な阿弥陀信仰者であることは疑ない。しかし、彼が未だ専修念仏の境涯に達せず、雑修兼行の段階に止つた事は、同じく彼の釈迦堂、両界堂の建立等からもほゞ推察に難くない。

次に基衡は、本尊を薬師とする円隆寺を建立し、外に洛陽補陀洛寺本尊觀音に模した吉祥堂本仏を造立したが、彼の妻

も亦、阿弥陀堂と号する観自在王院と小阿弥陀堂とを建立した。更に次の三代秀衡は本尊を阿弥陀仏とする無量光院を創建したが、これは宇治平等院を模したものである。

以上藤原氏歴代の多面的な仏教信仰中その中心的位置を占めたものは、阿弥陀信仰であるが、それが中央貴族社会の強い影響の結果によることは疑ない。この点は、彼等の神社信仰に於ても亦見脱せない。則ち当時、平泉にある多数の神社が、何れも当時中央貴族の敦く信仰した神社である事は、藤原氏が貴族社会にならつて無批判にそれ等を受容したものであろう。則ち中央の惣社の外、東方に日吉、白山神社、南方に祇園社、王子諸社、西方に北野天神、金峰山、北方に熊野、稻荷社等、全て本社<sup>二</sup>の如く造立されている。

この内、王子社及び今熊野社と熊野系の両社の存在が注意されるが、叙上の理由から、これを以て、直ちに彼等の格別な熊野信仰を立証するものとは断定し難い。しかし秀衡が、これとは別個に、豊前介実俊を奉行として、陸奥長岡郡小林に新熊野社を建立、元暦元年八月郡内荒野三十町を寄進したのは、彼の熊野信仰にある程度の自主性を認むべきであらうが、それが、阿弥陀信仰と共に貴族社会の影響に負うことは否めない。しかるに、其後、建暦元年の本社領に関する争論の幕府裁許状に依れば、本社の建立は秀衡でなくして、実俊自身の私建立とあり、果してそうならば熊野信仰は秀衡時代既に、藤原氏一族に止らず、その家臣の間に迄、滲透しつつあつたと見ねばならない。その何れにせよ、本社が文治五年の藤原氏没落前後、藤原氏又は被官の個人的崇敬の対象から成長して、その地方の一つの精神的支柱化しつつあつた事は、頼朝が藤原征伐直後、本社に対し、狼藉停止の御教書を下した点からも窺われる。其の後、長岡郡に<sup>三</sup>入部した惣地頭畠山重忠が、本社を殊に以て崇敬したのも、当時、本社が既に在地の有力な信仰対象化している為であるが、更に、重忠後の地頭平資幹（馬場氏）も亦、神田十町を寄せている。本社はその後、永く今日迄地方の名神として崇敬されている、現在若手県志切郡宮沢村の熊野神社に外ならない。かくの如く、京都中央貴族社会との交渉と影響とに基づき平泉藤原氏一

族の熊野信仰が、やがて地方民衆の熊野信仰を育むに至つたのである。

平泉藤原氏と共に、中央貴族社会の影響と見るべきものに、東国豪族層、特に源家の熊野信仰がある。頼朝が、治承四年八月伊豆山の尼僧法音に託した勤行目録に、源氏の氏神八幡、若宮及び彼の外戚神たる熱田、八劍社等の外、熊野権現、若王子社等を見る点に、熊野への彼の関心の存在を窺わすが、源家と熊野との信仰的關係は一般に稀薄である。しかし、この間にあつて、頼朝妻政子の両度の熊野参詣並に北条義時妻等女性の参詣を見るのは、当時顯著な中央貴族社会に於る女性の篤い熊野信仰の影響を見脱せない。かかる幕府女性の信仰が、武家社会一般に及ぼした影響力は重視されぬとしても、中央貴族社会の熊野信仰は、恐らく畿内地域の一般社会に影響を及し、その間に熊野詣の慣行を育むに役立つた外にも、空間を越えて、平泉藤原氏又は幕府等の地方有力者を介し、間接的に、地方社会に、熊野信仰を扶殖するに力あつたであろう。しかしこれとても、中世熊野信仰、熊野詣の発展に、それ程大きな発言権を有するものではない。

信仰の地方発展の要因として、この外、社寺領の存在が無視されない。本社寺と、その所領との常時的な接觸關係、所領に対する領主本社寺の布教、並に本社寺と關聯深い神々の勧請等が、先ず社寺領民に本社寺の信仰を扶殖し、それを拠点として、信仰の地方発展の可能性が育まれる。莊園の発展に伴い社領では本社寺の祭神を、寺領では、本寺の鎮守神を祀り、領民の精神的支柱として領内統制の手段化する場合が一般化する。その実例は一々省略するが、たとえば伊勢神宮領の場合、永享年間、内宮禰宜の注進状に

爰 其在所 為神領之時 為符以別宮 奉勧請者 古今之通法也

とあるからも、同宮領内に於る伊勢神宮末社(七)神明社の普遍的存在が偲ばれる。

更に寺領莊園に於る鎮守神勧請は興福寺領の春日社、東大寺領、東寺領の八幡宮などその実例頗る豊富であるが、その外清滝権現を鎮守神とする山城醍醐寺の場合、同寺領内のその勧請振りに就ては応永の頃 同寺准后満濟の

寺領毎に清滝一所を奉勧請也

との一言からもその一班が推されよう。

熊野社とともより例外をなすものではない。かかる所領関係による熊野社又は熊野堂の存在の確認さるるもの十指にも及ぶが、熊野社の地方勧請は、一面熊野信仰の地方発展の結果であると共に、その原因をなすものであることは疑ない。

しかし勧請には所領関係のみならずその他の諸因も無視されない。本地垂迹説より更に逆本地垂迹説の開展に伴い、神仏の相互関係がより密接化されたが、その間の一現象として、神の護法的価値が高く評価され、僧侶の間に神の庇護を求むる傾向が高まつたことが挙げられる。この結果僧侶や寺領による神々の勧請がとくに中世初頭来著しくなつた。

寺院鎮守の一つに国家宗廟たる伊勢神宮があるが、この外早くから修験道場として仏徒との信仰関係の緊密な熊野社を勧請する寺院僧侶が多つた。その例は、越前羽賀寺の外多く、とくに丹波成相寺、美濃華嚴寺等の西国三十三観音札所の鎮守神に熊野神の多いのが注意される。

以上は、神仏混淆の比較的濃厚な旧仏教寺院の例であるが、これに対して中世の新仏教中には浄土真宗の如く、その信仰の純一性より神信仰を拒否し神を迎えない寺院もあつた。しかし同じ浄土教でも時宗は神との関聯深く、一遍に対する熊野神の神告が、時宗開宗の機縁となつたことは後世永く時宗僧をして熊野神に傾かしむる基を開いた。更に浄土宗でも熊野勧請の盛行は

抑日本国ハ神国也…寺ヲ建立セバ三尊ノ如来並ニ熊野権現ヲ勧請スベシ。本地弥陀ノ垂迹ニテ在ユヘ也ト(法然) 源上人仰アリ

との『行儀抄』の一節からも推測される。

以上の如き諸々の要因による熊野神の勧請が熊野信仰の地方発展の一因として掲げられねばならない。

(一) 拙稿「院の熊野詣」歴史地理八八ノ一号。

(二) 以上吾妻鏡建暦元年四月二日。

(三) 吾妻鏡 治承四年八月十八日。

(四) 宮地直一氏、熊野三山の史的硏究、第五編第二章。

(五) 吾妻鏡、承元二年十月十日、同十二月廿日、建保六年正月

十九日、同二月四日、四月廿九日。

(六) 吾妻鏡、承元四年三月廿二日。

(七) 氏経卿引付、永享十年十一月廿五日内宮禰宜荒木田守房注

進状。

(八) 滿濟准后日記、応永卅三年八月十七日。

(九) 勸請に就いては近く発表の予定の爲、典拠の挙示を省略

する。

## 二

以上、熊野信仰の地方発展に、貴族階級の影響、社領並に勸請との関係等を考慮したが、これらに比して、より高い主導的役割を演じたものは、恐らく僧侶、山伏その他の布教師であろう。則ち熊野山は古来、修験道場として多数の山伏、遊行者を集めたが、その一斑は、今昔物語集の教例及び那智飛瀧社発掘にかかる経簡銘等により推察さるる処である。又、関寺縁起<sup>(一)</sup>所収、寛治四年九月二十一日の世喜寺住僧の申文によれば、彼は母に死別し、その生所を知らうとして熊野参詣をしたが、験なき爲、熊野路に温室を構えて、往還の僧を沐浴せしむること一千日に及んだというが、かかる事實は、当時、尚僧侶の熊野詣の少なくなかつた事を意味するであろう。熊野信仰を抱く彼等僧侶が、遍歴の間に、又はその郷貫に於て、自ら布教師的役割を果たしたものと解される。山伏は一般俗家社会と孤立的な生活を営んだものではなく、或は呪術師、或は医師として地方民衆と交り、彼等の日常生活との間に深く結びついていた事は、枕草子<sup>(二)</sup>第四段の、  
……まいて験者などはいと苦しげなり、御獄、熊野懸らぬ山なく歩く程に、恐ろしき目も見、験ある聞え出で来ぬれば、此処、彼処に呼ばれ、時めくにつけて安げもなし……

からも推測される。かかる山伏と民衆との日常的な近縁関係の間に、自ら信仰の授受作用が発生し得たであろう。山伏

中、修練の功績顕著な者が、平安末以来、熊野先達の号を得て、熊野本山との間に、ある種の階統的關係を結び、各地に活躍するに至つた。先づ寛治七年五名以上の熊野先達が禁中に乱入したのを始め、長治元年にも同様の濫行が伝えられ、又永久年間、伊勢に熊野先達を称する者あり、治承の頃、熊野先達が山陰道に横行し、正治二年、熊野神人、先達にして、高野山領備後大田莊に乱入する輩があつた。

以上の先達は、山伏の先覚者を意味し、必ずしも、この後御師と結合した先達<sup>二</sup>熊野参詣の誘導者と同一視し得ないとはいへ、彼等は熊野より先達の称号を得て、各地に居住していたのであり、彼等の相次ぐ非行が、彼等単独の力に依らず、熊野山の権威を負うての上のことで、そこに熊野との間の階統的關係が窺われる。事実、先の保元元年には、官宣旨を熊野山に与えて先達の非行を抑止せしめている。かかる先達の布教師的役割は、一般山伏に比してより優さるものがあるが、平安末に山伏、先達が広汎に地方に散在していた事實は、熊野が居乍らにして、布教者を、諸國に駐在さすと同様な結果を導くに至つたものと解される。山伏、先達がやがて間もなく、御師制度の中に編み込まれ、熊野山の末端機構の一員として、道者引導を以て生活の資となすに至つて、彼等の伝道は積極化するのであるが、この様な山伏、先達による布教こそは、叙上の社領等を越えて、より効果的であつたであろう。中世以降、熊野信仰の有力な地盤化する東國、特に關東、東北の熊野信仰の発展も主として、彼等山伏、先達の力に負うものであろう。更に山伏のみならず、熊野山が浄土系僧、とくに開祖一遍以来熊野との縁故浅からざる時宗僧と結合して、彼等を先達化し、布教の尖兵となした事は、熊野信仰、参詣発展にとり、一つの見脱し難い事柄である。

昭和十七年現在、熊野三山末社の地方別分布は、中部七八八、關東七一五、東北五一〇に対し、近畿三二三、九州四二七、中国一六九、四國一三六で、東國が遙に優勢である。神社勸請は、江戸時代に制限された上、当時は熊野信仰の衰頽期に當る為、顕著な増加が考えられず、従つて以上の末社の多くは、既に中世の成立にかかるものと推定されるが、この

未社数は、ある程度、現地の信仰度の反映と見るべきであろう。ここに近畿を堺とする、東国に於ける熊野信仰の優越性が窺知されるが、未社数からは必ずしも正確に結論されぬものの、東北地方の熊野信仰は、特に強盛で、民俗学的にも、東北地方と熊野との密接な関係に就て、幾つかの論稿が紹介されている。<sup>(一〇)</sup>その理由に就ては、従来の諸説以上に明かにし難いが、ここでも亦山伏、先達或は巫女、比丘尼等布教師の役割を重視すべきであろう。「義経記」によれば<sup>(一一)</sup>

……越後直江の津は北陸道の中途にて候へば、それより此方にては、羽黒山伏の熊野へ参り下向するぞと申すべき、それより彼方にては、熊野山伏の羽黒に参ると申すべき……

とあり、羽黒、熊野間を結ぶ山伏の多かつた事を伝えている。又修験道では、日本総国六十六ヶ国を東西に両分し、西廿四ヶ所は熊野、東卅三国は羽黒権現鎮護の地となすとあり、<sup>(一二)</sup>かかる、羽黒山との関係が東北地方の熊野信仰の発展を考へる上に無視しがたい。

又同じく関東地方の熊野信仰の伝播には、関東に、古来日光、三峯山、大山、箱根、伊豆山等の修験道場の集中した事実とも関係あるのではあるまいか。<sup>(一三)</sup>

しかしそれよりも熊野社が貴族に代り、新たな信仰基盤を新興勢力武士階級に求めようとした場合、必然的にその布教のほこ先は東国地方に向けられねばならなかつたのである。

この様に東国地方に於ける熊野信仰の優越性が明白であると共に、熊野信仰の地域性を考慮する場合、海岸地帯が我々の注意にのぼる。所領の発展并にそれに伴う勧請が神信仰の地方発展にとり看却されぬものがあるが、熊野社領の分布を見る場合、一つの地域的特性、則ち海岸地帯に於ける集中的存在が挙げられる。

熊野社領に就ては、既に児玉洋一氏が数十ヶ所を紹介されているが、<sup>(一四)</sup>その外にも、駿河北安東荘、<sup>(一五)</sup>同服織荘、<sup>(一七)</sup>同足洗荘、<sup>(一八)</sup>遠江某所、<sup>(一九)</sup>備前斗餅田、<sup>(二〇)</sup>肥後八代荘地頭分内鞍楠村、<sup>(二一)</sup>日向高知尾荘、<sup>(二二)</sup>美作勝田荘、<sup>(二三)</sup>筑後上妻郡広河荘、<sup>(二四)</sup>その外若干数



が追加される。これを児玉氏作成の表と合せて総観する場合、熊野社領の分布は大体次の如く結論される。社領の過半が紀伊に集中する外、稀に甲斐、越前等に認められるが、大半は表日本の海岸である。則ち西は播磨、備前、周防、阿波、土佐、伊予、日向等に及ぶが、その大部分はむしろ伊勢、尾張、三河、遠江、駿河、伊豆、上総、下総等の東海地方で、伊勢神宮領御厨、御園の分布地域と、方向的に、ほぼ一致する。

熊野山と、これら荘園との間に見られる権利支配関係は雑多で、一律し難いが、一般に荘園領主にとり年貢収取が、荘園領有の目的である以上、年貢輸送の難易は、重大な関心事であらねばならない。熊野三山の地理的位置を見る場合、一方に海浜を控え、舟運を以て一路遠隔地と直接連絡するに反し、背後は峨々たる山岳地帯で、それを縫うて險阻な熊野路が続くのである。従つて陸上輸送の困難に反し、船による遠隔地よりの貨物、年貢米運送は、比較的容易である。ここに自ら熊野社領の地理的位置が規定されざるを得ず、所領の大半が海岸国に存在するのも頷げよう。従つてこれら海岸地帯に分布する荘園年貢物の過半が船で熊野に輸送されたことは疑ない。"古今著聞集"には、正上座行快なる弓術の達人が、三河より熊野社納入の米を積載して、紀州に赴く途中、伊良湖岬の海上で賊と際会し、蠶目を放つて、これを懲したという説話があるが、この社領は恐らく熊野社領三河竹谷、蒲形両荘を指すのであろう。更に、永仁年間、熊野社領上総畔蒜荘の年貢米が、新宮迄船舶輸送され、降つて天正年間、切米を熊野に運ぶ遠江船があつた。以上的事实は単に東海荘園との連絡輸送方法を示すに止らず、他の西国荘園とのそれをも類推さすものがあり、更に荘園年貢物の外に、商品運送の水運利用等を意味するに外ならない。某年幕府重臣金沢貞顕が、某に対し熊野檜皮の鎌倉著岸日を尋ねているのはその一例である。更にこの年貢船、商船の発著地が新宮であることは、上総畔蒜荘年貢が新宮で積揚げられ、某年諸廻船よりの上分高納が、新宮で徴収された事実からも明かである。年貢物の内、新宮社分は、ここで直ちに引渡され、那智社及び本宮分は更にこれより、馬背又は熊野川廻行の舟便により運搬されたものであろう。

以上の如く、熊野と諸国荘園との交通に於て、海運の占むる比重は高いが、これは熊野信仰の伝播経路の海路性を推測さすであらう。

社領の海岸地帯の分布、それに伴う熊野神の勧請、本社と社領との海路による不断の交流が熊野信仰の海からの侵入を考えさせるものがあるが、更に中世の熊野海賊や或は熊野漁民の広汎な活動等もまた、海岸地帯への熊野信仰の伝播に影響を与えたであらう。

堀一郎氏も、薩摩、土佐、安房安房郡等に於る熊野社の分布の海岸乃至河川沿いに集中する事実を以て、熊野信仰の海からの侵入、伝播を跡づけている<sup>(三〇)</sup>。その外西国に於ける最大の熊野社、備前児島郡のそれが、瀬戸内海に臨む等もその一例であるが、熊野信仰発展の地域性を考慮する場合、先きの東国地方と共に海岸国特に東海地方が注意されねばならぬ。

(一) 今昔物語集第十三巻だけでも熊野に修行する僧侶、山伏に次の如きものがある。

修行僧義睿 (修行僧義睿値大峰持経仏一)

雲浄 (雲浄持経者誦法花免蛇難)

蓮長 (蓮長持経者誦法花得加護)

天王寺僧道公 (天王寺僧道公誦法花救道祖)

(二) 那智飛瀧神社入口出土の経筒に、保元元年信濃伊那郡及び

美濃の僧侶の奉納のものがある。(那智山発掘遺物の研究)

(三) 続群書類従釈家。

(四) 後二条師通記、寛治七年三月十八日。

(五) 殿 曆、長治元年十月五日。

(六) 兵範記、保元元年壬九月十八日条所載宣旨。

(七) 壬生新写古文書二、治承二年七月十八日太政宣符。

(八) 高野山文書一、宝簡集八、正治二年五月熊野山政所下文。

以上宮地氏前掲書参照

(九) この点史料的な裏付けは困難であるが伝承としては多い。

福島県石城郡田人村旅人の熊野堂は、もと山伏の勧請と伝え

ているのは、その一例である。(岩崎敏夫氏、氏神まつり——相

馬磐城地方の氏と氏神、民俗学研究一)

(一〇) 熊野那智神社編、熊野三山とその信仰。

(一一) 例えば、中山太郎氏、日本巫女史、折口信夫氏、古代研究

民俗学篇二。

(一二) 同書七、判官北國落の事。

(一三) 溝口駒造氏、東北北陸地方神社の修験著彩宗教研究四ノ四。

(四) この外、奥羽、関東を含めた東国と熊野との親近性は、今尚認められる。熊野祠堂に発する鈴木性が、殆ど東国に集中するものもその一例であろう。(文芸春秋昭和三十二年十一月号、高橋忠雄氏、本名とあだ名)。

(五) 同氏、熊野三山経済史二一三頁以降。

(六) 浅羽本系図十一、佐原氏の条。

(七) 史料編纂所藏影写本の熊野早玉神社(新宮)文書に依れば、

紀伊の各所の外、南北朝以来美作田邑地頭職、伊勢御山戸、伊予西条庄、播磨栗栖庄地頭職その外、造営料所各地あり。

(八) 猪隈関日記、正治二年八月四日。

(九) 吾妻鏡、文治三年十月十九日。

(一〇) 建内文書九、貞治六年十一月十六日室町將軍家御教書。

(一一) 名和文書、建武二年五月廿六日後醍醐天皇諭旨。

(一二) 日向高千穂十社神主田部家文書、建長六年四月廿六日関東

下知状。

(一三) 東寺百合文書京十六ノ廿四、貞応二年五月十四日前大僧正讓状、熊野早玉神社文書一には、南北朝の頃、新宮に、伊予西条庄并に播磨栗栖庄、阿波日置庄、及び美作田邑庄地頭職等が寄進されている。

(一四) 太宰府天満宮文書康暦三年三月十四日和興状

(一五) 同書十二偷盜。

(一六) 紀伊統風土記三、古文書、三二六頁。

(一七) 潮崎稜威主文書五、天正十年十月十九日実報院道勢給分状。

(一八) 関靖氏編、金沢文庫文書一ノ三三二号文書、年月不詳金沢貞顯書状。

(一九) 米良文書一、年月不詳断簡。

(二〇) 我が国民間信仰史の研究二、第二部第三編第二章第四節、熊野信仰の伝播。

三

熊野は元来社格余り高からず、且つ有力氏族を背景とせず、国家の報賽亦敦からず、その経済的基盤は弱体であつた。<sup>(二一)</sup>従つて一山の経営維持には、他社寺を越えた辛勞が伴い、永保元年大衆申状の如く、早くから信仰者の寄捨と参詣者の報賽とに、財政的に依存せざるを得なかつた。<sup>(二二)</sup>この様な財政的理由より熊野山では信仰の普及と、参詣者の誘致にとくに積極的努力を傾倒せねばならなかつたが、その尖兵として熊野山内に御師が生れ、その末端機構の地方在住山伏、先達を周知の宿引に組織し、かくして貴族社会の間に熊野信仰を扶殖し、院を中心として熊野詣の盛行をまき起すに至つた。しか

し乍ら、狹隘な貴族社会のみを、その信仰的、経済的基盤とする限り、十分な財政的效果は挙げられず、ここに熊野山の目は自ら貴族社会以外の地方社会に注がねばならなかつた。ここに当然、新興勢力武士と、その成長地たる東国が、特に彼等の注目を惹くに至つた結果、東国を中心とする武士の間に漸次熊野信仰の教線が伸び、御師、先達の地盤が彼等の間に、著々形成されていつたのである。(三) 御師と旦那との師且契約を確証する直接史料としては、現在の処、相模曾我太郎助信の建久元年三月、熊野参詣に於る師且契約の願文を収める尾崎文書が、その初見であらう。しかし乍、その以前より、東国武士と熊野御師とが固く結ばれていたことは否定しがたい様である。例えば、後の元応三年足利高氏契状によれば、(四) 上野足利氏と熊野本宮高坊との師且關係は、久寿二年卒せる義国以来であるが、同じ米良文書一所収、鎌倉時代の記載にかかる、"当源家御系図"によれば、義国は、平安末の仁平元年に熊野参詣を行つてゐる。更に徳治年間、奥州白河竹貫七郎を繞る、熊野御師淨堪、幸秀兩人の御師職争奪に際し、淨堪の

…… 応保三年七月十六日の讓状并に文永令旨以下の文書に任せ進退すべし……

との主張に信憑性を認め得るとせば、同じく平安末に於る御師の奥州進出が裏づけられる。又その前後と覺しい某国阿見氏の熊野信仰(六)あり、平安末、中世初頭の御師の關東、奥羽進出は疑ない様である。更にその後に至れば、御師の地盤は武士の間にいよいよ拡大する。

例えば、那智尊勝院は嘉元三年迄に、南關東の豪族秩父、川越、高山、江戸の諸氏を重代相伝旦那としてゐる。(七) 米良文書には、(八) "葛西系図" "塩谷氏系図" 等いづれも鎌倉時代の師且關係を示す史料を収めており、嘉暦頃、備前の先達安養寺は撰津志宜莊の地頭を旦那としていた。(九) 弘安十年同じく御師寂円の旦那は、遠江、武蔵、出羽の国々に亘つた。(一〇) 南北朝に入り地盤の伸張は更に目覚しく、永徳年間一御師にして陸奥出羽より南大隅日向まで四一ヶ国に亘るものがあつた。(一一)

更にこの期に於る熊野社の各地の勧請は前述の如く、熊野信仰発展の要因であるが、それと共に又その結果の記念碑で

もある。先の社寺領統制手段としての神々の勧請や寺院、僧侶等によるそれは概して現地の信仰と無縁な上からの又は外からの勧請で必ずしも現地民の信仰的要請に発するものではない。しかるにこれに対し、現地俗家の勧請は個人的の或は地域社会の何らかの信仰の成長を前提とするものであり、勧請自体在地の信仰の存在を表白するものである。

平安末以来かかる現地民とくに武士による熊野勧請が荘園領主、寺院僧侶にもまして増加する。奥州藤原氏関係の熊野勧請は既述したが、その外、平安末、源頼光、同義家の勧請を伝えるものが多い。<sup>(一三)</sup>

武蔵七党の一、横山党の糟屋氏が建久七年糟屋村熊野社に鐘を寄進しているのにも、鎌倉初頭閑東に於る熊野社の存在と武士の信仰の一面が偲ばれる。その外、下総千葉介常胤や元享二年武蔵豊島景村の勧請の<sup>(一四)</sup>外、信濃北安曇郡大町の熊野系、若一王子神社は、後に熊野詣せる仁科盛遠創建の伝承あり、又弘安役後筑前生松原には武士による熊野勧請があつた。<sup>(一五)</sup>このような熊野社、熊野堂等の内鎌倉時代ないしそれ以前の建立にして、文献によりほぼ確証付けられるもの次の如くである。

(場 所)

(初見年月)(開創者又は勧請者)  
↑はそれより以前

(出 典)

武蔵糟屋村

建久七年

奥田真啓氏、武士団と神道八二頁

下河辺大河土御厨

↑正和五年

埼玉県史三

東京都北区王子社

↑文保二年

同社大般若經

豊島熊野飛鳥権現

↑元享二年

新宮市史一六七頁前後

上総望陀郡箕輪村

天延二年

源 頼光

同熊野権現縁起

下総匝瑳南条莊熊野山若一王子

↑文和二年

同社鐘銘

相模小田原国滝坊

久安三年

珠永法印

相模風土記

〃 厚木熊野堂

嘉祿元年

行 尊

相模風土記

〃 鎌倉熊野堂

↑永徳四年

米良文書三

上野新田郡熊野大権現

鎌倉時代

上州新田雜記

〃 世良田今井熊野塚

〃

〃

常陸酒依熊野権現

↑弘 安

税所旧藏文書常陸大田文書

陸奥津軽平賀郡岩楯郷

↑建武元年

田村麻呂

斎藤文書二

〃 宮城郡

↑永仁三年

留守文書一

〃 名取郡高館村熊野新宮寺

平 安

大日本地名辞書四〇八三―四頁

〃 宇多荘熊野堂

↑文永九

同社鐘銘

〃 会津新宮

↑治承三、八

同社罽口銘

〃 石上寺新くまの権現

↑正元元年

石上寺文書正元年六月某寄進狀

〃 平泉今熊野王子社

平 安

吾妻鏡(前出)

〃 長岡郡小林新熊野社

平 安

吾妻鏡(前出)

信濃碓氷峠

正応五年

同社鐘銘

〃 仁科大町若一王子神社

鎌倉初

一志茂樹氏、仁科氏文化の研究所収

遠江小笠郡新田村新宮

大宝元年

中山文書(静岡県史四ノ三六八頁)

越前大野郡朝日熊野

↑嘉暦四年

石徹白文書

中世に於ける熊野信仰の発展

若狭太良庄今富名

↑文永二年

若狭国惣田数帳

〃 羽賀寺

同寺縁起

紀伊神野真国荘

↑康治二年

同庄絵図

〃 近木庄

↑正応五年

高野山文書

〃 粉河町東野若一王子社

↑弘安元年

東京女子大「史諭」五字野脩平氏論稿

土佐津野

↑建武五年

津野氏家系考証

〃 大里荘王子社

↑貞治三年

(安芸文書) 同社棟札

〃 香美郡徳王子若一王子宮

↑嘉元四年

香曾我部文書

讃岐小豆島

曆応頃

佐々木信胤

湯船山縁起

阿波貞光

天長九、十二、二十五  
文明十二 再興

棟 札

備前某所

鎌倉時代

田所文書

〃 和氣郡

↑建武五

和氣郡志

〃 児島郡琴浦

↑建仁三、十二

岡山県金石史

〃 児島郡郷内森林

↑永仁二年

岡山県金石史

周防楊井本庄

↑正平十九年

三浦家文書

安芸三入荘新宮及び若王子宮

嘉禎元年

熊谷文書

筑前生松原

永 仁

壱岐神社文書

筑前怡土庄

↑建武三年

大悲王院文書乾

肥前基肆南郷

↑文永二年

刑本龍藏寺文書二一七号

肥前杵島北郷

↑文永二年

刑本龍藏寺文書二一七号

日向高千穂荘

田部文書

以上の熊野社の成立事情はまちまちであるが、既述の寺院鎮守としての勧請、熊野社領の勧請、僧侶勧請の外、俗家勧請が多い。当時の情勢より推して俗家勧請の大半は武家であろう。勧請の主体が武士であると否とに拘らず、当時熊野社並に地方神社一般の維持、経営、祭祀は、主として武士の力と負担とに負うものであることは疑ない。福島県浜通り行方郡中野の熊野堂は、南北朝時代、南朝方の結城宗広が一族と共に一時楯籠つた処であるが、これより早く、文永九年の、宇多庄熊野堂鐘一口、檀那藤原次善光なる鐘銘を残している。この善光は、藤原姓より推して卑賤とは思われず、何れはしかるべき武士であろう。(一七)又永仁二年、陸奥宮城郡留守家政は新田くまの堂、同神田三町を領しており、建武の頃、津軽平賀那岩楯郷内熊野堂に、同郷給主曾我光貞が拝領地三町を寄進し、更に文保年間武蔵平行泰の武蔵王子社（現在東京都北区王子）への田地施入がある。(二〇)又会津耶麻郡慶徳村の熊野新宮は、源義家勧請の縁起を有し、現在近郷一帯の崇敬を集めている当地方切つての名社であるが、鎌倉時代には、地頭新官氏の信仰を得た。元亨三年、寄進の正体は別当所、地頭、領家の繁栄を祈るものであり、正中二年には、当荘惣地頭平時明並に一族の為に祈られ、貞和五年の鑄鐘の大旦那は、地頭平明継である。地頭は、新官氏と解されるが、地頭新官氏の本社(三一)の祭祀、経営等に占むる重要な地位が推測される。かくの如く、鎌倉中期以降東国地方を中心とする、武士の熊野信仰の発展には相当見るべきものあり、それは前述の熊野信仰普及の諸要因が、永年の間に培つた成果に外ならない。

然らば何故に関東武士層の間に、かくも広汎に熊野信仰が拡まつたのであろうか。

彼等は多く惣領制下、同族結合をなし、その精神的支柱として、夫々の氏神を信仰していた。例えば関東では、那須党



の那須神社、葛西氏の葛西神社、児玉党の金讚神社等がその例であつた。<sup>(三三)</sup>氏神の多くは土著神で、その靈験と庇護とはひとりその氏のみに限定される閉鎖的色彩の濃厚な地方神であつた。彼等は、久しく氏神以外の存在に無関心であつたであろう。しかるに平安末以降山伏、先達、僧侶等の布教と一般中央文化の伝来とにより、中央神の存在が次第に地方に紹介され、撰取されるに至つた。貴族の崇敬を受けた中央神は、地方的な氏族神より、より強力な靈験を帯ぶものと観ぜられ、その進出受容を比較的容易ならしめたであらう。特に熊野神は当時貴族階級の圧倒的信仰を集め、又習合的色彩が最も濃厚で、その本地は或は現世利益の本宗たる観音であり、或は当時、武士層の間に、その信仰が著実に浸透しつつあつた阿弥陀仏であつた。熊野神の有するかかる信仰界に於る優越的地位と多面的性格とは、地方武士の受容を比較的容易ならしめたであらう。武士側には、対氏神關係に於て、他神の撰取受容に多少の抵抗感を免れなかつたであらうが、日本人の多重的信仰と他信仰に対する寛容性との普遍的性格は、中央神の進出、受容に有利に作用したものと考えられねばならない。後に国民信仰化する伊勢神宮は、中世初頭の当時未だ布教にそれ程の熱意を示さず、ただその皇室に結びつく、国家神的性格に依り、中央貴族に系譜を引く地方貴族、国家官僚、在庁官人層たる豪族層等の信仰を獲ち得たのである。<sup>(三四)</sup>しかし乍らそれ以下の中級下級武士の間には、伊勢神宮の国家神的性格は必ずしも絶対的な魅力とならず、むしろ彼等の神仏を撰取する根拠となるものは、靈験の偉大性にあつたであらうが、熊野はその十分な資格を有していたと言える。それに既述の熊野の經濟的事情は新興武士層への布教と、参詣への招致とを至上命令たらしめ、熊野をしてここに他社寺に率先して山伏、先達、巫女等を動員して、布教に積極的な努力を払わしめたのである。その際彼等は「熊野日記」所収、嘉祿三年写の、本宮正躰銘に、

念。我。令。詣。我。許。者。現。世。安。穩。……

とある如く、熊野信仰と参詣による、現世、後世の利益を強調して、熱心に勧説したのであらう。

かくの如く、熊野神の神格、武士の中央文化への憧憬心、熊野の積極的勧説等が織りなして、関東武士への熊野信仰の滲透が成功に導かれたのであろう。

彼らの熊野信仰は、やがて当然参詣への実践となつて具体化されざるを得ず、事実東国を中心とせる地頭武士の参詣は少くなかつた。承久前の信濃住人仁科盛遠、及び同盛宗の外、建保元年には関東の某知親も亦、熊野参詣の途次藤原定家を訪れているが、彼も亦武士であらう。<sup>(二五)</sup> 武士の参詣はその後承久変後に至つて顕著化する。親鸞在世の頃に、常陸那珂郡大部郷某の外、弘安迄に、阿見氏が歴代幾度か参詣し、<sup>(二六)</sup> 弘安九年の頃、陸奥岩崎郡金成村の地頭岡本資親が、先達白鳥寺住僧道尊に伴われて、十一月十三日熊野詣に郷里を立ち七十余日を費して、壬十二月廿七日に帰国した。<sup>(二七)</sup> 徳治年間には、奥州石河一門某あり、<sup>(二七)</sup> 又嘉元の頃、関東のひろさはのきさう入道なる地頭あり、更に謡曲「兼元」は下野の武士兼元夫妻の熊野詣に取材したものである。更に貞和年間には、奥州の北端、津軽安藤氏、<sup>(二八)</sup> 応安八年の常陸久慈郡東棚谷地頭の外、東国人の熊野詣は歌集等にも散見する処である。<sup>(二九)</sup> 更に武士の熊野詣は必ずしも東国に限らず、西国にも認められるが、寛喜二年、備前岡山観福寺住先達城田坊慶成に引率された同国鹿田荘下司村主幸氏や、<sup>(三〇)</sup> 筑紫某の如きは、その例である。かくの如く武士参詣が頻見される外、その参詣回数が、生涯、幾度にも及ぶことが注意される。新古今和歌集には、<sup>(三一)</sup> 三度の参詣を念願した陸奥の住人の詠草を収め、正応二年の下野有道氏系図に依れば、<sup>(三二)</sup> 承久変に宇治河で戦死せる家経迄は参詣記事を欠くが、その子家綱に二度、孫家氏に三度、曾孫盛家に二度、その子家時に三度と、<sup>(三三)</sup> 歴代何れも二三度の参詣が見られ、又高島家直の参詣も、弘安八年以来嘉元三年迄に三度に及んでいる外、<sup>(三四)</sup> 先の阿見氏といい、当時、歴代参詣を重ねる武士が多かつた。

以上は、熊野の数度参詣の一般的慣習の存在を予想せしむるものがある。その外建武四年、伊勢草生荘地頭沙弥道盛は、同荘内の地を熊野御初物料田として寄進したが、その目的は、

……参詣時者 不可有別勞哉 為宿坊御沙汰三御山可令備進給候  
(三八)と、参詣の際の宿料に充当したもので、これ亦、多回参詣を前提とした行為であろう。更に上総高滝荘の一地頭の如く、  
 毎年参詣するものすらあつたのである。(三九)

以上の如く、鎌倉時代、東国を中心に遠隔地の熊野詣にはかなり活況があつた様であるが、参詣者の身分は前記文献に  
 由る限り、その悉くが武士で、就中、地頭級武士がその主体を占めていた。しかし、これは熊野詣特有の現象ではなく、  
 鎌倉時代、遠隔参詣の一般に妥当するところのものであつた。

嘉暦の頃、筑後竹野荘から高野参詣し、その下向の途次、宇治平等院鳳凰堂扉に、落書を残したのは、同荘の地頭内田  
 左口、江口九郎入道の兩名であつた。(四〇)又鎌倉末、薩摩市来院領主家貞の時、院内住人志布志入道の持船一艘を、伊作荘住  
 人弥平四等が賃借して、海上で破損した。志布志入道後家尼某これを訴え、問題は一応決著したが、それより十六年後の  
 正和三年、後家尼は事あつて再訴に及んだ。然るにその後鎮西探題が、訴人後家尼を召喚した処、彼女は物詣に上洛中の為、  
 これに応ずる事が出来ず、その為法に依り、彼女は敗訴となつた。(四一)持舟等より推して、志布志入道は然るべき武士であら  
 うが、その後家は薩摩より遙々参詣に上洛したのである。

以上、鎌倉時代地頭級武士の熊野詣が、かなりの水準に到達していた事が窺われるのであるが、当時は未だ熊野以外  
 の、俗家の長距離参詣は、極めて低調であつたのである。しかるに、ひとり熊野参詣のみ、一応の活況を呈したのは、如  
 何なる理由に基づくのであろうか、その決定的要因として御師、先達組織、就中、長い道程の道案内たる先達の役割を、  
 先ず指摘せねばならない。当時の交通条件下に、地理に暗い参詣者だけの長途参詣は、仲々に困難で、参詣社寺に至る案  
 内その他の世話役や、社寺での行儀の教導者、宿泊所等の存在が非常に希しい。他社寺に先んじて、熊野が生み出した御  
 師、先達こそ、かかる機能の担当者で、彼等こそ多数の武士を遙々招き寄せるに力あつた、最大の功労者と言えよう。(四二)

しかし、御師、先達の外、武士の熊野詣の発展には、種々な条件が考慮されねばならない。古代末以来の、彼等の京都乃至古代的權威への関心、崇敬の昂揚や、東海道を介する東国、畿内間の一般交通の飛躍的發展等も見脱し難いところである。

則ち、熊野詣者の悉くが、単に熊野詣のみを目的としたものではなく、他の行動の随伴的行動として参詣が果される場合が少くなくないが、とくに上洛との関聯が深い様に思われる。先の建保元年、関東より上洛した馬充盛時の子、知親が熊野詣を為し、弘安九年、陸奥岩崎郡金成村地頭資親が、熊野参詣の途次入洛し、又先の薩摩志布志入道後家尼の上洛云々の如く、上洛兼ねての参詣が珍らしくなかつた様である。その際、上洛、熊野詣の何れが、主眼かは、その人、その場合に依るが、鎌倉武士及び一般人が、上洛に強い憧憬心を抱いていたことは、否定出来ない。

“義経記”三に……身の一期の見物は、京とこそいへ……とあり。又、南北朝の頃、山陰地方の年老いたる尼も、

花の都をおがまざらんも、いと心うければ……と、京都に旅立つている。<sup>(四三)</sup>更には、室町時代の物語“みしま”にも、四国より民どもあまた七さいしよ詣に、都へ上りたるが、内裏を拝み参らせて、田舎の物語にせんとて……<sup>(四四)</sup>

と、内裏の垣外に集まる民衆の上洛への強い憧れは、“御成敗式目”の、朝官を希求し、伝手を求めてしきりに公卿貴族と婚姻を結ぼうとする、鎌倉武士にも亦通ずる心情であつたに相違ない。京都に対する東国武士の強い志向性が、熊野詣の決行を援助したと思うが、事実彼等には、公的に私的に上洛の機会が少なくなかつた。その一つに大番役等の封建的勤務がある。内裏の警固番役である大番役は、大体六年を一巡とし、勤務期間三ヶ月乃至六ヶ月を規定としたが、この外、京都番役には、在京御家人役等もあつた。<sup>(四五)</sup>幕府の支配範囲が主として東国に限られて、鎌倉初期には、これらの勤役の大半は、東国御家人の負担であつた。彼等の京都勤役が、中央文化に接触する好機であつたことは、大番役勤仕の、藪田成

家が法然に帰依し、<sup>(四六)</sup>やがて浄土教を拡め、建長八年大番に上洛した武蔵の御家人が、親鸞に教を乞うている等からも、<sup>(四七)</sup>その一班が推されよう。何事も貴族に倣うとする京都勤役の彼等武士が、当時貴族社会を風びしていた熊野詣の影響を全然受けなかつたとは考え難い。鎌倉中期、北方六波羅探題北条範貞、春日社、長谷寺等に参詣し、<sup>(四八)</sup>又大番の一武士が奈良七大寺詣をしており、<sup>(四九)</sup>京都在勤の機会を利して、貴族等の参詣する社寺参詣を試みる武士は亦少くない様である。明証を挙げ難いが、彼等勤番武士の熊野詣での可能性も十分考慮に価しよう。

以上の如く熊野社の地方勧請、寄進行為並に御師先達との広汎な師且關係等に窺われる東国武士の熊野信仰は、更に先達の誘導に依り、他社寺に率先して、熊野詣の実踐化へと進んだが、更に海運の便や彼等の京都への憧憬心、封建的勤務による上洛等が、又その機会を与えるに力あつた様である。

更に最後に附言すべきは熊野詣と海上交通との關係である。熊野山自体の立地条件を考慮すれば、中世海運発達の熊野参詣の発展に対する影響を無視できない。

中世前期遠隔航行船舶の大半を占むるものは、荘園の年貢船であるが、社領と本社とを結ぶ年貢船がまた熊野詣者の輸送に一役を買っている。

元弘年間日向延岡に近い行藤神社の僧、慶全は

熊野参詣仕候間、海路旅帰国も不定と覚候

と予め讓状を認め、舟で出立したが、<sup>(五〇)</sup>彼の住む一帯が熊野山領高千尾荘であることを知る時、彼の利用した船は高千尾荘から熊野向けの年貢船と解しては無理であろうか。更に「沙石集」には上総高滝荘の一地頭の年詣がある。これを史実と解する場合、彼が毎年、東海道を遙々熊野迄徒行したものと考えられず、恐らく舟便を利用したものであろう。しかるに彼の本拠とする高滝荘の近傍には熊野山領上総畔蒜荘があるのであつて、恐らくこの畔蒜荘の年貢船に便船したもので

あろうし、又、それなくして上総よりの年詣等は到底実現不可能であらう。

かくの如く熊野社領の海岸地帯の発展による年貢船の航行は、熊野詣の隆盛に一びの力を藉したのであらうが、その後の莊園制の崩壊は、当然年貢船の航行を不活潑ならしめ参詣者は便船の機会を失うに至つた。中世中期以降、商船が年貢船に代り海上交通の花形となり、商品と共に多数の参詣者を輸送した。中世中期以降の伊勢参宮の発展は、商船の活躍に俟つ所少くないが、生産力の軽極度に低い熊野は、このような遠隔商品流通界から取り残され、その結果商船の恩恵に殆ど浴することなく、熊野詣の前途に暗影を投ずるに至つた。

(一) 前掲宮地氏著、熊野三山の史的研究参照。

(二) 永保三年九月四日熊野本宮別当三綱大衆等申状(熊野略記上所収)。

(三) 拙稿「中世の御師」北大史学創刊号、「熊野先達」国史学六一号。

(四) 米良文書一、元応二年二月十三日足利高氏契状。

(五) 潮崎万良文書、徳治二年八月十八日執筆泰淳法橋浄瑠連著和与状。

(六) 潮崎八百主文書乾、弘安三年十一月十四日法眼覚貞書状。

(七) 潮崎稜威主交書、嘉元三年四月廿八日藤原長実旦那壳渡状。

(八) 何れも米良文書(二)所収。

(九) 神奈川県大船駅附近、深沢村幽学荘舎古本目錄「ちか」三号所収写真、昭和十四年四月。

(一〇) 米良文書三、弘安十年十月廿九日寂山旦那職讓状。

(一一) 米良文書三、永徳四年二月道賢讓状惣丸帳。

(一二) 例えば上総望陀郡箕輪村熊野山権現略縁起、外に会津新宮中世に於ける熊野信仰の発展

(新編会津風土記、耶麻郡新宮)

(一三) 奥田真啓氏、武士団と神道八二頁。

(一四) 新宮市史。

(一五) 一志茂樹氏、美術史上より見たる仁科氏文化の研究一一五頁。

(一六) 彦岐神社文書永仁元年八月十五日願文、尚武士の勧請に就いては故奥田真啓氏「武士団と神道」第四章参照。

(一七) 吉田東伍氏編、大日本地名辞書、奥羽三八〇二頁、相馬郡中野の項。

(一八) 留守文書、永仁貳年十月十三日、法眼良弁讓状。

(一九) 斎藤文書二、年月不詳(建武元年以前)曾我光貞言上状。

(二〇) 新宮市史二六六頁所収。同社、大般若経奥書。

(二一) 以上新編会津風土記、耶麻郡新宮。

(二二) 平凡社刊、風土記日本関東、中部篇一一五頁。

(二三) 拙稿「中世の伊勢参宮」国民生活史研究一。

(二四) 承久軍物語(群書類従十三)仁科城主御代々。

中世に於ける熊野信仰の発展

- (二三) 明月記、建保元年正月十五日。この外那須系図に依れば、那須与一が頼朝の代参として、熊野詣の途中紀州三藤に歿している。(那須譜見聞録一)
- (二六) 本願寺聖人親鸞伝絵(御伝鈔)下五段(真宗聖教全書三列祖部)。
- (二七) 潮崎八百主文書乾、弘安三年十一月十四日覚貞書状。
- (二八) 秋田藩採集文書一、正応二年七月九日関東下知状。
- (二九) 註五。
- (三〇) とはすかたり五、嘉元元年(桂宮本叢書五)。
- (三一) 米良文書三、貞和五年十二月廿九日、覚書。
- (三二) 潮崎八百主文書乾、応安八年二月十六日幸弁沙弥真貞願文及び新古今集十九、神祇、玉葉集廿、神祇歌。
- (三三) 神奈川県大船町幽学社舎文書、寛嘉二年正月一日先達目安、藤井駿氏、備前国鹿田荘について、所引(瀬戸内海地域の社会史的研究)。
- (三四) 後考
- (三五) 同書十九、神祇。
- (三六) 米良文書二所収。
- (三七) 同上。
- (三八) 熊野夫須美神社文書、建武四年七月一日沙弥道盛寄進状。
- (三九) 沙石集一ノ下九、依和光之方便止妄念事ノ条。
- (四〇) 史料編纂所蔵、史料採訪目録四八所収。
- (四一) 伊作文書、鹿児島県史一ノ二九〇頁。
- (四二) 拙稿「熊野先達」国史学六一号。
- (四三) 雲井の御法(群書類従十五)。
- (四四) 横山重、太田武夫両氏編「室町時代物語集一」所収。
- (四五) 五味克夫氏、鎌倉御家人の番役勤仕について(史学雜誌六三ノ一〇、一一所収)。
- (四六) 法然上人行状絵図。
- (四七) 血脉文集(建長八年)九月七日性真御房宛真鸞書翰(親鸞聖人全集、書簡篇)。
- (四八) 金沢古文書一ノ三四八号及び三八〇号、年月不詳金沢貞頭書状。
- (四九) 雑談集五、信智之徳事。
- (五〇) 行藤神社文書元弘三年二月十八日慶全覚書。

四

以上の如く、俗家参詣が、一般に未だ極めて低調な鎌倉時代にあつて、参詣が特に熊野詣がひとり遠隔地東国武士層を中心に発展したのは、一つの特異な現象として、注目されねばならない。その理由には以上の外、彼等武士の富力、特に

貨幣蓄積が挙げられねばならないであろう。

先ず、東国地方の年貢の銭納化である。東国荘園より中央本所、領家へ輸送される年貢等は、遠距離且つ陸路の為、輸送上の困難を考慮して、自ら重貨たる米を避け、主に軽貨たる布、絹、貨幣等が充てられた。遠く津輕平賀郷では、正和年間銭を請所の年貢とし、曾我太郎は建武の項、年貢銭百余貫を盗まれ、元応二年陸奥名取郡北方四郎丸、同若四郎名等、何れも全て巨額に上る銭貨を納入した。武蔵金沢称名寺領陸奥玉造郡某荘からは、弘安七年砂金及び馬、米等の代銭八百七十貫が、同寺に届けられている。常陸成田荘では、正中二年以前より代銭を以て進済し、同国信太荘に於ても、鎌倉時代のある時期の年貢額は百余貫であり、石清水八幡宮領陸奥好島荘でも、既に文永の頃、年貢を布とするか、銭とするかで、雑掌と地頭との間に相論があつた。又上野新田荘でも元亨三年道海の長楽寺に寄進した畠一町八反の所当銭は、十二貫である外、元徳二年にも銭納され、又元徳三年武蔵男衾小泉郷内の在家は、年貢を全て銭貨を以て納入した。以上の貨幣納入には、貨幣流通が前提とならねばならない。事実東国地方に於て鎌倉中期、末期の売買は、殆ど貨幣を媒介として行われているが、先の新田氏の抛れる上野新田荘関係の売券も、次の如く、その例に洩れなかつた。

売主 価格 出典

徳治二年二月十一日	(烏山の)源成経	十三貫	長楽寺文書 (一)
正和三年五月廿八日	義貞父の源朝兼	七十貫	" (一)
" 四年二月廿二日	朝兼 沙弥源光	百貫	" (二)
文保二〇 六日	源義貞	三百二十三貫	" (二)
文保二年十月十八日	頼親	八十五貫	" (二)
嘉暦三年六月一日	御使半六定安	九十貫	" (二)



かくの如く、鎌倉末、新田荘に於て、屢々貨幣を媒体とする田畠在家の売買が行われ、且つそれが八十五貫、百貫、三百二十三貫の巨額に及ぶのは、当該地域に如何に多量の貨幣が流通していたかを推察するに十分であらう。<sup>(一〇)</sup>

それらの貨幣の取引場所は市場であるが、新田一族の繁衍した新田荘内には市場が少くなかつた様である。徳治の頃、同荘今井郷には、世良田宿四日市場がある外同じく、六日市場が見られ、現在尚上市下市の字名を残している。又外に新田氏関係の某地に南北朝頃五日市があつた。<sup>(一一)</sup>その他の例では、奥州宮城郡を領する留守氏の所領にも弘安八年の頃かふりやのいちはや、かはらすく五日市場等の両市場が見られ、<sup>(一二)</sup>下総には嘉慶の頃、佐原宿に二日市場、五日市場、八日市場等があつた。<sup>(一三)</sup>

以上関東東北の市場が、既に当時二日市場、五日市場、八日市場と定期市場化している点に、市場経済のある程度の發展が窺われる。これらの市場は、或は銭納を強制された農民の換金機関であり、或は荘官が軽貨で輸送する為に、年貢物を売却する場所であつた。市場の存在は、農民の年貢米を買叩いて富裕化する商人の活躍成長を予想させずにおかない。<sup>(一四)</sup>太平記によれば、元弘の変に十万余騎で西上を計画した北条氏が、武蔵、上野、安房、上総、常陸、下野六ヶ国に軍勢を催し、臨時の夫役を徴課したが、更に、

……中ニモ新田庄世良田ニハ有徳ノ者多シトテ、出雲介親連、黒沼彦四郎入道ヲ使シテ、六万貫ヲ五日カ中に沙汰スベシト、堅ク下知セラレケレハ……

と、新田荘世良田に富裕人多い為、六万貫を賦課した。<sup>(一五)</sup>世良田は前述の如く、新田荘の中枢を占め、交通聚落、宿をなし、四日市場、六日市場等の定期市場を抱えていた点からも、六万貫の巨費を徴せられる富強は、ある程度事実に近いものがある。

かくの如く東国地方の銭貨の流通度は部分的には、鎌倉中末期に於てかなりの段階に達し、年貢の金納が普遍化し、そ

の取引機関として市場が繁栄した。東国農村に於て主導性を握る地頭級武士が、この貨幣經濟の渦中であつて、多量の貨幣を蓄積しつゝあつたであろう。先の新田莊關係の売買は、殆ど全てが、新田氏一族内部で行われている。例えば、義貞が文保二年三百二十三貫で売却した在家の買主は、一族由良景長妻であり、又同じく新田莊浜田郷内在家二宇、田三町、畠七反の買主は、一族小柴彦次郎盛光妻で、新田氏惣領併に庶家の間に於る莫大な貨幣の蓄積が窺われよう。更に建武の頃、津輕曾我光高所領内に賊が乱入し、所務代官庁、弥午入道私宅の年貢錢百余貫及び小袖帷以下を奪つたといふのも、光高の富力の一端を示したものととも思われる。

更に東北地方の一部には、貨幣にもましてより貴重な金が産出される。既に平安末、藤原頼長領奥州高鞍莊、大曾弥莊、本良莊その他より、年貢として布馬等の外、相当量の金が納められ、陸奥遠田も砂金を産し、建曆三年泰時以來北条氏領として年々砂金を送り、又称名寺領玉造郡某莊よりは、大量の砂金が送付されていた。有名な、義経記の金売商人吉次の物語も、かかる歴史的事実を背景として成立したものである。従つて一部の東国武士は、貨幣と共に又砂金を所有していたであろう。砂金は銅錢より交換価値が高く、従つて少量を以て、大なる交換能力を有したから、特に旅行には便宜であつたであろう。

鎌倉時代に往々見る武士の文化事業も、彼等の貨幣、砂金等の富の蓄積に基づくものである。例えば、秋田城介秋田氏は歴代高野山に住山し、或は高野版の刑行に数々の功績を建て、或は文永年間有名な町石建立に協力する等、鎌倉武士の中にあつても、数々の文化事業を以て知られているが、かかる行為は、彼の強力な經濟力が基盤となるものであつた。事実、同氏は莫大な貨幣、砂金の所有者であつた。弘安三年二月秋田泰盛が、馬二匹、劔一腰及砂金五十兩を、勘仲記の筆者藤原兼仲を介して禁裏に進じたが、

御所辺自昔如此物無受用由

中世に於ける熊野信仰の発展

と、使者に伝えられた程である。<sup>(三三)</sup>もとより秋田氏は北条氏に對抗し得る有力武士で、一般地頭級武士と富力の点で格段の相違があろう。しかし東国武士層の熊野詣には、この様な東国武士の貨幣や砂金の蓄積していた事実が挙げられねばならない。事実前掲弘安九年熊野詣をした、陸奥岩崎郡金成村地頭岡本資親の所領は、金を産し、彼の一流亦多大の金を所有していたのであつて、この後貞和六年、足利氏が一族岡本孫四郎に宛てて、砂金十両の濟納を促している例が見られるのである。<sup>(三四)</sup>

以上の如く、中世初頭来、東国武士の遠隔参詣特に熊野参詣の行われた事実は、彼等の過半が、利用する東海道に於る旅宿設備の発達と錢貨の流通という一般交通発達の条件の向上と共に、彼等の富力、特に貨幣、砂金の蓄積に負うものであろう。莫大な経済的犠牲を伴う遠隔参詣の実践者は、ある特定階層に限定されねばならず、当然未だ経済力の低い一般農民には多くを期待されず、当時の参詣特に熊野詣が殆ど武士特に地頭級武士を主体として展開されねばならなかつたのである。

低い経済段階を反映して、鎌倉時代の熊野参詣者は、未だ一部の階層に止つたがその中には、男性の外に多数の女性の発見される事が注意される。それに就ては、既に前著に紹介済みの事であるから省略するが、一般社寺参詣に見られぬ熊野詣の一特異相で中世熊野詣の隆盛につくした女性の力は軽視しがたい。<sup>(三五)</sup>

- (一) 斎藤文書一、大平賀郷正和四、五年貢結解状。斎藤文書一、建武元年三月曾我光高言上状。
- (二) 斎藤文書一、元亨元年四月若四郎名年貢結解状。
- (三) 金沢文庫古文書、五四〇七号文書。
- (四) 莊園史料下、一八二七頁。
- (五) 東寺百合文書△、貞和三年正月十八日同莊脇百姓申状。
- (六) 飯野文書、文永九年五月十七日関東下知状。
- (七) 長楽寺文書二、元亨三年十一月九日道海寄進状。
- (八) 長楽寺文書二、元徳二年十二月廿二日源満義売券。
- (九) 長楽寺文書二、元徳三年七月十二日武蔵男衾郡小泉郷内田在家注文。
- (一〇) 更に建長前後、東国の真宗門徒が或は二百文、或は三百文

又は五貫文と京都の親鸞の許に、送金している事実を附記しよう。親鸞聖人御消息集十二月廿六日教忍御房宛、真蹟書簡五月廿八日覚信御房宛、(建長七年)十一月九日慈信御房宛(以上親鸞聖人全集書簡篇所収)。

(二) 長楽寺文書一、徳治二年二月十一日源成経売券。

(三) 長楽寺文書二、嘉暦二年十月廿九日牧翁了一寄進状。

(三) 正木文書、年月不詳五日市庭しゆく在家御年貢注文。

(四) 留守文書一、弘安八年四月廿七日沙弥行妙讓状。

(五) 千葉県史料中世篇、香取文書所収旧録司代家文書二四号文書。

書。

(六) 太平記十、新田義貞拳義兵。

(七) 長楽寺文書二、文保二年十月六日義貞売券。

(八) 長楽寺文書二、元亨四年十月七日関東御教書。

## 五

彼上の如く鎌倉時代、領主層、武士層の熊野詣にはかなりな発展が認められるが、それ以下の階層、主に農民に就ては如何であらうか。

既に古く天仁の頃、中御門宗忠の参詣に当り、社頭に於て、

……社辺有盲者、從田舎参御山者、聞食絶由給食、

とあり、文意よりして貧しい盲人であらうが、更に帰途に於ても、

……凡参詣上下人、今日多相逢……

(九) 斎藤文書一、建武元年三月曾我光高言上状。

(一〇) 台記、仁平三年九月十三日。

(一) 金沢文庫古文書、五四〇七号文書。

尚室町時代にも砂金が産出し、大名等が大量の金を有していた一例として、伊達成宗が文明十五年上洛せる折、足利義政、同義尚に銘々砂金百兩宛の外、各方面に莫大な砂金を贈つた事実が挙げられる。(伊達成宗上洛日記、伊達成家文書一)。

(三) 勘仲記、弘安二年二月二日。

(三) 秋田藩採集文書一、貞和六年正月廿六日室町幕府奉行奉書

連署状。

以上豊田武氏、初期の封建制と東北地方(東北史の新研究九三

―四頁)参照。

(四) “社寺と交通”至文堂刊。

で、貴族以外の参詣者の存在を窺わせている。更に鎌倉時代、藤原定家の、

……天下貴賤競宮南山 国家衰弊之基……

との歎称の貴に対する賤の意味する階層は明確を欠くが、熊野に比較的近い京都や畿内からは、貴族や武士以外の者も参詣し得たのであろう。それならば東国その他の遠隔地からはどうであらうか。

前述の如く、東国に於る地頭級武士の熊野信仰には根深いものがあつたが、彼等の支配下の隸属性の強い在家農民の熊野信仰、更に一般信仰生活は殆ど表面化されない。しかし各地に勧請された熊野社や先達、山伏等を通じて、やがて農民層の間にも徐々に熊野信仰が滲透しつつあつた事は疑ない。しかし当時、熊野参詣の可能性は、先達との師且関係の存在の有無如何にかかる点が多い。「沙石集」所収の常陸田中荘の先達高鋤房に犯された農民夫婦が、

……且は師且の儀也、熊野の先達などする名人なれば、恥かましき事あたへんも然るべからず……

と夫婦揃つて陸奥に逃亡したのは、東国農民と先達との師且関係の实在性を物語るようである。しかし、先達、旦那間の師且関係は、一種の経済関係であり、旦那からの経済利益の吸収を前提として、先達が旦那を求むる限り、当時の在家農民は一般に旦那資格に乏しいと言わねばならない。事実、当時御師、先達の旦那は明証に基づく限り殆ど武士に限られるのであり、成長度の低い東国農民が、広汎に御師、先達の旦那たり得るとは到底考えられず、たまたま旦那となつても、彼等が遙々、熊野に赴くことは経済的に時間的に、余りにも障碍が多い。実際当時農民の自己負担による自主的参詣の例は管見の限り皆無であり、遠隔農民の熊野詣に、殆ど期待がかけられないのは自明のことであらう、この様に地方特に東国農民の自主的参詣は頗る困難ではあつたが、しかしこれは必ずしも、参詣への道が彼等に全く閉ざされていた事を意味するものでない。何故ならば、貴族、荘園領主、荘官、地頭などの参詣の随従という方法によつて、その機会を得た農民も少くないからである。この種の例として東寺長者の高野山参詣がある。則ち、文永三年東寺領丹波大山荘領家御年貢請

文に、

……兼又高野御拝堂之時者伝馬五疋、人夫十人可沙汰進之……

とあり、大山荘は領家東寺の高野山拝堂に伝馬五疋と人夫十人を提供していたが、これは弘安十年幕府によつて安堵されている。<sup>(五)</sup>

平安末、中世初頭の院の熊野詣は、常に仰山な規模から成るが、その中には、馬の口取、物の運搬等に多数の農民が徴せられたであろう。長承二年鳥羽上皇の折には、遠く美濃、尾張より十余人の人夫が狩り出され、更に降つて、後嵯峨上皇の際も、一行中の伊勢百姓の人夫が、秀歌を詠じて、所帯公事を永代免除されたことがある。<sup>(六)</sup> 貴族の熊野参詣にも、その所領荘園への徴達は一般的で、中世初頭公卿徳大寺氏が、その所領讃岐から数人の人夫を夫役として徴募し、高野山領紀伊阿氏河荘でも、領家御公事中には、熊野参詣御雜事並合力、兵士役等がある。<sup>(七)</sup> しかし乍、在京貴族荘園領主の遠隔荘園への現夫徴収は、技術的に困難を伴う為に、多く近接荘園に課し、遠隔荘園には錢貨の流通につれて代錢徴収が圧倒化する。建長四年領家小規氏が、常陸常磐、袴墓両郡に対し、熊野詣用途錢十貫文を徴し、これを人給を除く支配田地面積に依じて沙汰せしめたのは、夫役の錢納化を意味するのではあるまいか。<sup>(八)</sup> 夫役の錢納化と共に、貴族自体の熊野詣の衰頽につれ、農民のかかる機会は次第に減少するが、彼等在京領主よりむしろ荘官、地頭等在地領主による夫役徴発が、農民参詣との関聯はより深かつた。

“西行物語絵巻”が、

……昔はいささかのありきも、牛馬を心にまかせて、数百人の郎従前後にしたかひしそかし……

と、ありし日の佐藤義清の権勢を誇つているが、かつての摂関院にも似た仰山な行装は、恐らく地頭級武士の行旅の通態を示すものでなく、彼等の旅が一般に簡素なものであることは疑ない。

蒙古襲來の恩賞を不満として鎌倉に上つた竹崎季長は、中間の弥二郎・又二郎の二人を伴つたが、<sup>(一三)</sup>中間とは郎等、郎従に類する季長の被官であつてもとより農民ではない。絵巻物に登場する武士もこの様なもので、一般武士の旅姿の実相を反映しているが、長野県金台寺所藏の「一遍上人絵伝」にある駿河蒲原附近の一人の供を連れた、武士の乗馬姿の一例を挙示するに止めたい。武士の参詣も当然同様の形態を採つたであろう。

弘安九年、陸奥岩崎郡金成村の地頭岡本資親の熊野詣は、彼と舎弟二人のみらしく、<sup>(一四)</sup>又信濃仁科盛遠は男子二名を伴うにすぎず、<sup>(一五)</sup>その他の随従は明かにされない。

地頭が公私の行旅に際し、郎等などの外、農民を同行する例も多い。則ち前記の如く御家人として大番その他の封建勤務の為、京都又は鎌倉への出向の機会が多く、それに要する人夫、伝馬の負担の大半は農民の肩に懸けられた。例えば、嘉禎年間、京都松尾社領丹波雀部荘に於て、地頭、雜掌間の争論に、地頭京上の伝馬使用が新儀の故を以て幕府より禁止されている。<sup>(一五)</sup>更に弘安元年、石清水八幡宮寺領淡路国鳥飼別宮雜掌明舜と地頭藤原富綱との争論の和与状によれば、

一、地頭京上並私出行時押取百姓牛馬引与他人又売取事

右地頭上下向之時、宛催伝馬於百姓等者、所々之例当庄故実也……於有限之伝馬者非沙汰之限……

とあつて、地頭の百姓への伝馬徴課はひとり鳥飼荘一荘の特殊現象でなく、当時所々の例であり、且つ当荘の故実であつた。更に、

一、地頭寄事於関東御物、支配人夫伝馬於一庄責取巨多用途事、

とあるが、当時地頭の公私の行旅に際し、伝馬、人夫徴課の事例はかなり豊富である。<sup>(一六)</sup>鎌倉時代、遠路熊野に赴いた東国地頭も亦かかる農民を伴つたものと解される。親鸞在京の頃のことである。常陸那珂郡大部郷の平太郎が所務にかられて熊野詣をしたという。これは地頭又はその他の在地領主の熊野詣に、夫役として随従させられたものである事は典拠であ

る“御伝抄”の前後の行文よりして疑ない。しかも、念仏信者が領主等の参詣に随従する例が、平太郎以外にも必ずしも稀でないのは、親鸞が、ここで

……しかあれば 本地の誓願を信じて 一向に念仏をこととせん輩 公務にもしたがひ 領主にも駈仕して その  
靈地をふみ その社廟に詣せんこと 更に自心の発起するところにあらず……

と、これを平太郎個人の問題に止めず、一般の問題として語っている節からも窺われる。<sup>(二七)</sup>

地頭の外、荘官らが行旅、参詣に農民を徴したことも少くないであろう。山城松尾三蔵院領和泉春木庄虎国村の荘官刀称が、建武四年領家より人夫伝馬以下の徴発が認められ、その後永くこの権利が容認された。<sup>(二八)</sup>又室町時代近江甲賀那儀俄本新両庄の荘官たる下司小二郎左衛門秀氏と領家との契約状には、

#### 一 百姓並伝馬召仕事可先例事

とあり、百姓及び伝馬の徴課が先例によつて認められた。<sup>(二九)</sup>建長元年七月、鎌倉久遠寿量院領駿河宇都谷郷今宿の傀儡(くぐつ)は預所たる寺家雑掌僧教円を相手として、幕府に訴うる処があつたが、その内、

#### 一、二所詣人夫伝馬事

#### 一、湯詣人夫兵士事

の二項目が注目される。<sup>(三〇)</sup>二所詣では、箱根、三島両社詣で、湯詣では伊豆走湯権現詣でを指し、共に当時將軍家を始めとし、鎌倉武士の尊崇敦い神社である。教円が、その参詣に人夫、警備の兵士、伝馬等を当郷百姓に徴した不足を傀儡に割宛て、争論に及んだものであるが、百姓への賦課は合法的であつたのである。又更に降り応永三十一年には、高野山領紀伊軈淵荘の荘官が、百姓の使役は一般に禁止されていたに拘らず、ひとり物詣でに限り、特例として許容されたのは、荘官の物詣で、参詣が聖なる行為として、別格視されていたからで、この中に荘官物詣でと農民夫役との一般的な深い関係が



窺われるであろう。更に南北朝時代以後、守護の大名化が顕著となり、その管国の領国化に伴い、守護の農民使役は著しくなり、守護の行旅、参詣にもまた農民よりの人夫、伝馬の徴発が頻りに行われたものと考えられる。応永より文安・宝徳頃にかけての東寺領播磨矢野庄供僧方の年貢算用状によつても、守護等の在地武士による徴課がしばしば行われている。すなわち永享三年には、守護代より参宮の人夫を課せられており、文安三年にも、某が参宮の夫を課し、更に宝徳元年には、武士下見の女中の物詣でに、夫役が徴せられた。<sup>(二二)</sup>

室町中頃、若狭国守護武田氏は、同国内荘園に、しばしば伝馬役を課した。寛正六年九月には、幕府では、武田氏が東寺領太良荘の地下人泉大夫の家を檢封し、竹木を伐採し、あまつさえ人夫、伝馬の役を課するを禁止した。<sup>(二三)</sup> 大体同じ頃武田氏は領内の諸郷保、寺社本所領に、伊勢夫馬くら付等を課しており、東寺領太良荘にも、四月二日に三人分が課されたが、代銭の余裕なき為、来る六月分の地子を前借して納入したところ、更に翌三日に至つて、伊勢夫五人を追徴せられ、百姓はこれを領主東寺に訴えた。<sup>(二四)</sup>

守護が大名化し、夫役の徴集範圍が一国又は数ヶ国と広汎化するに伴い、多数人夫の徴集が可能となり、従つて当然一般荘園領主、中小武士等に比し、旅の規模は更に豪華なものとなり易い。十一ヶ国の守護職を有し、將軍をも凌駕する勢力者大内氏等がその例で、延徳四年、大内氏夫人の伊勢参官は、一行三千人であるが、その中には徴課された人夫、伝馬の多数を含むであろう。先進地区では、かかる現地領主への夫役は、早くから錢納化される傾向があつた。正和四年、和泉大鳥庄上条の農民が、地頭の非法を訴えた十三条の大半は、苛酷な用途錢徴収に関するものがあるが、その種目には、將軍家の御用途錢、内裏大番用途錢、六波羅御用途錢、鎌倉夫用途錢等であるが、その外、

一 号熊野責用途 段別七十五文責取事

の一条があるのもやはり上条地頭の熊野詣費に關係あろう。<sup>(二五)</sup>

かくの如く領家地頭莊官等の行旅、参詣に際して農民に徴課されるものに、伝馬と人夫とがあつた。伝馬は乗用並に荷物運搬用であり、人夫は馬の口取と荷持夫とが主であつた。中世に於て馬の所有は、当然農村の比較的富裕な一部農民に限られたから、その賦課対象は自ら限定されるであらう。嘉禎の頃、松尾社領丹波雀部莊の地頭光信が、同莊の番頭十二人に對し、伝馬一疋宛課したのは、番頭が莊官的な有力農民であつたからであらう。更に室町時代康正三年、奈良興福寺大乘院が、北室の聖幸入道に伝馬を徴課した處、彼は刀称職なる一種の莊官的身分を楯として、その負担を拒否した。そこで門跡尋尊は、

於人夫者、刀称不出之条勿論也、伝馬ノ事ハ就有徳之仁被召之間、申状分不可叶之由仰之、殊更以前既ニ進上之処、只今如此ノ申状不可然之由仰了

則ち、人夫は刀称が出さぬのは当然であるが、伝馬は刀称等の有徳人即ち富裕人に、徴課されるものであると答えた。ここに人夫役は一般中小農民、伝馬は有徳人と、身分又は富の程度による負担内容の相違が見られる。更に尋尊は文明二年にも重ねて、伝馬の負担者は有徳人、又はその他の馬の所持者に限るのが先例であると誌している。この様に、地頭その他、領主の行旅、参詣に際して徴される伝馬、人夫の内、零細な中小農民は専ら人夫、則ち、自らの肉体提供以外になつた。この際、折々絵巻物に描かれている如く、主人は悠々と乗馬し、供の人夫は重い荷物にあえぎつつ歩行する長途の肉体的苦痛、更には長期間の農業経営放棄による経済的損失等、人夫徴課は、農民にとり決して歓迎されるものではなかつた。建治の頃、高野山領紀伊阿比河莊上村百姓らが地頭の横暴を訴えて、

……アルイワチトウノキヤウシヤウ アルイワゲカフトマウシ カクノコトクノ人フヲ チトウノカタエセメツカ  
ワレ候へハヨマヒマ候ハス候……

と歎いている。訴状としての性質上信憑度に一応検討を要するものの、しかし乍同じく、

……農夫田舎のわざなれば 庭の夫にさされ なくなく京へのほりつつ百敷や大内の庭の小草をきよめ奉ることも  
あり、

の幸若舞曲の一節は、農民の歎声<sup>(三三)</sup>が、決して一阿氏河荘民に止らず、かなり普遍性を帯ぶる事を物語っている。

以上は京上の例であるが、参詣でも、その歎きは少くなかつたであろう。しかし乍、特に地頭参詣の多い東国後進地区の、隷属性の強い在家農民は、高野山阿氏河荘民の如く、何らの抵抗を試みる事が出来ず、易々とその圧力に屈服せねばならなかつた。前掲の、先達に妻を犯されて一言の抗議を発し得ないのみならず、

……且は師旦の儀也、熊野の先達などする名人なれば、恥かましき事あたへんも然るべからず云々

と夫婦揃つて陸奥に逃亡した常陸田中荘の一農民のもつ權威に対する絶対的な隷従性と低い意識とは、領主の压制下にある当時の東国在家農民一般に共通するものであつたであろう。ここに大体時を同じくして、高野山領阿氏河荘々民と、東国農民との成長度の相違が窺われる様に思われる。従つて、同じく常陸大部郷の農民平太郎が、恐らく地頭の熊野詣での伴を命ぜられた時、後述の如く生活上の脅威の外、深い信仰的悩みを持つに拘らず、いやいや乍ら従わねばならなかつたのも亦当然の事であつた。

農業放棄による経済的損失や肉体的苦痛の外、かかる課役が自己の抱懐する信仰と矛盾する場合、その悩みは一層深刻でなければならぬ。この平太郎こそ正にこの例で、彼は浄土真宗の信者で、他神信仰は教義上の禁制の為、所務に駆られての熊野参詣は彼の痛く悩む処であつた。ここに彼は途次、当時京都五条西洞院に居住している親鸞に、その信仰上の苦悶を懇えた。親鸞はこれに対し、熊野証誠殿の本地は、真宗信者の信仰対象たる阿弥陀仏であり、従つて信仰上何ら矛盾のないことを訓したので、平太郎もようやく納得し無事参詣を遂げたという。しかし乍、平太郎の悩みは、日本人の多重神的な信仰生活の一般的傾向からしては、稀有の事例に属するもので、一般農民に於ては、それ以前の経済的、肉体的悩

みに止るにすぎない。しかし乍らそれすら尚彼等にとつては耐え難い重庄と受取られた事は明かである。

先の後嵯峨院の熊野詣に狩り出された伊勢の人夫中、秀歌を詠じて、賞としてその役を免ぜられた等もその例に外ならない。特にかかる夫役はその性質上、室町中頃の太良荘農民の如く、

……是は（伊勢夫）御百姓の恒例仕る夫にて候はず候……

との契約外の臨時課役であり、それだけに農民の受くる重庄感は著しかった。この時太良荘農民は、

……国中にての公事其外京上夫の外にいせ夫の事かくへちに死られ候、地下のけいくわい申計なく候。

<sup>(三五)</sup>伊勢夫は、死ぬべき程の苦痛であると述べている。

しかし、一方熊野信仰は、地頭から次第に、農民層に迄受容されつつあつた。かかる、農民は熊野信仰を抱くに至つても特に後進地区農民の場合等では、強い経済的、時間的制約に締めつけられて、その信仰を實踐化すべく、遙々熊野に闖赴くこと等は、殆ど絶望視されねばならなかつた。従つて、かかる熊野を信仰する農民は、平太郎その外、熊野信仰に無心な一般農民とはやや異つた心理を以て、地頭等の徴課に対応したものと考えられる。則ち貧困な為、自らの負担では、到底參詣等は企て及ばない彼等農民にとつて、領主、地頭の扈從こそ、信仰を實踐化する殆ど唯一の機会であるから、かかる課役は他の夫役に比べて、より受け容れ易い心理的下地が、農民側に形成されつつあつたものと解される。

平安末乃至鎌倉初頭の頃、公卿徳大寺氏の熊野詣での折の事である。彼は、その分国 讃岐より多数の人夫を徴したが、剩員を生じたのでその若干を帰国させた。ところが、その人夫の一人が頻りに歎き、高い君の御徳によつて、幸に熊野詣を果せると喜んだのに、かかる措置は真に悲しい、曲げて連れ行かれよと懇願して、ようやく望を達することが出来た。<sup>(三六)</sup>これは必ずしも史実とは看做しがたいものがあるが、この様に農民の一部には、參詣扈從を歓迎する一面の心理が用

意されている事も亦否定しがたい。更に降つて、室町時代中頃、蓮如以降、本願寺教団は、急激に發展したが、それに伴

い地方門徒に種々な課役が賦課され多くの門徒がその責を果すべく連年上落した。就中本願寺警固の番衆衆、修理雜役の爲の参集者が主なものであつた。蓮如が

……番衆ニクワワルニヨリテ、仏法ノ次第ヲ聴聞スルハ、アリガタキ宿縁ナリ。

と彼等番衆の本願寺参集が、信仰充足の好機であると述べている。これは門徒上落の負担の苦痛を外らそうとする、何らかの爲にする蓮如の発言と解されよう。しかし乍、その反面、かかる法悦を期待して、いそいそと課役に応じ、本山に詣づる門徒が決して少くなかつた事もまた事実であらう。かくの如く参詣夫役には、農民の対応の仕方其他の一般夫役とは、多少異なるものあつた点が見脱せない。則ち、当該社寺の信仰を抱く一部の農民にとつては、その夫役は受入れ易く、時には、歓迎さへされる場合のあつたことは、真に注目すべきことと言わねばならない。

室町時代に入り、都市、農村が発達し、先進地区畿内を中心に、商人、農民の成長が著しかつた。こうして彼等民衆の中には、領主の夫役から解放されて、自己負担に依る自主的参詣を志す者が次第に増えてきた。かかる民衆の成長こそは、参詣者層の拡大を意味し、参詣發展の決定的要因であつた。しかし民衆の長途の参詣の前に横たわる時間的、経済的な制約は依然として厳しく、この障害を乗り越えて、自主的参詣を遂げる事はまだまだ一般に困難であつた。ここに彼等は最低の負担と犠牲とで参詣を実践すべく、凡ゆる便宜と機会とを利用したが、その際彼等が採つた方法の一つは、意外にも自ら権門に投じてその従者を志願する事であつた。権門の従者となり又はそれを装う事は、種々の利便と恩恵があり、それが無力な民衆の参詣、行旅にとつて屢々必要欠くべからざる事であつたからである。天文年間来朝したフランシスコザビエルは盜賊の難を脱れる爲に、武士の馬丁を装つて行を進めている。山賊、海賊の襲撃を怖れて権門に身を寄せる事は確かに効果的であるが、更に関稅等の旅費節約を目的とする場合も少くなかつた。長祿年間、近江の豪族京極智秀の伊勢参宮に實際の従者は十五人に過ぎなかつたが、関稅を免れる爲に一行に加わり、偽つて従者となるもの五千人に及んだし、

又永祿六年吉田兼右の伊勢参宮に際しても、彼に扈從し伊勢参宮街道上の関税網を突破しようとして、路次中の道者數十人が同行したという事である。<sup>(FO)</sup>

かくの如く、中世民衆は始めは身分的隷属性の故に、領主の夫役という強制下によりやく参詣の目的を達し、やがて農民成長によつて領主の隷属から解放され、身分的に自主的参詣への条件を獲得した後に於ても尚、その経済的貧困の故に、領主、権門に寄生し自らその従者を装い、始めてその参詣を果すことが出来たのである。

室町時代成長度の高い畿内農民の間には、一部自主的参詣も見られたが、一般に民衆が領主等の凡ゆる庇護と隷属から解放され、ほぼ完全な自主的遠隔詣を広汎に実現し得るようになるには、近世の到来を俟たねばならなかつたのである。

(一) 中右記、天仁二年十月廿五日。

(二) 中右記、天仁二年十一月一日、二日。

(三) 明月記、建暦二年九月廿六日。

(四) 沙石集一ノ下九、連歌の事。

(五) 以上東寺文書、楽一ノ八所収。

(六) 長秋記、長承二年九月十五日。

(七) 沙石集五ノ十四、人の感有る歌の事。

(八) 古今著聞集、一神祇。

(九) 高野山文書五、一一三四号文書。

(一〇) 明文として一例を挙げれば、松尾社禰宜相衡が、貞和二年

丹波桑田庄に就いて、

……右当庄者為近国之社領、相叶昼夜朝暮社役地也。

とあるのは貴重な史料である。(東文書二貞和二年五月松尾禰

中世に於ける熊野信仰の発展

宜相衡言上状)

(一) 吉田神社文書、建長四年五月日小槻氏下文。

(二) 御物大矢野本、蒙古襲来絵詞。

(三) 秋田藩採集文書一、正応二年七月九日幕府下知状。

(四) 承久軍物語(群書類従十三)

(五) 東文書一、嘉禎四年十月十九日六波羅下知状。

(六) 石清水文書一、弘安元年十二月八日鳥飼別宮地頭雜掌和与

状。

(七) 本願寺聖人親鸞伝絵(御伝鈔)下五段(真宗聖教全書三列

祖部)。

……しかるにある時、件の平太郎所務に駈れて、熊野に詣すべ

しとて、ことの由を尋まうさんかために、聖人へまいりたる

に仰られて云、それ聖教万差なり、いづれも機に相応すれば

巨益あり……

とあるが、所務に駆られての内容は、後の公務にもしたが、領主にも駆仕してに当り、公務又は領主の夫役に相応する事は明らかであるが、領主として最も可能性の多いのは地頭であろう。本書の後の「親鸞聖人絵詞伝」二には、地頭の徵課としてゐる。

本書（御伝鈔）は親鸞時代のものでなく孫覚如の作品である。それだけにそのまま史実として受取るには、多少の躊躇を感ぜざるを得ない。覚如がかかる話に仮托して自己の神祇觀を述べたとも解されるが、兎に角かかる事実の可能性は十分考えられる処である。

(一八) 松尾寺文書、建長四年五月十一日唐国村刀禰百姓等置文、同正中二年三月一日領家御教書。

(一九) 蒲生文書一所収。

(二〇) 前田家実相院文書一、建長元年七月廿二日鎌倉殿御教書。

(二一) 高野山文書四、応永卅一年正月十日頼淵庄連署衆一味契状。

(二二) 東寺百合文書れ一―三、永享三年分、文安三年分、宝徳元年分、東寺領矢野庄供僧方年貢算用状。

(二三) 東寺百合文書ノ一―八、寛正六年九月二日太良庄不入御教書案。

(二四) 東寺百合文書ツ廿八―三十四、卯月日太良庄本所分百姓言上状。

(二五) 大乘院寺社雜事記、延徳四年四月八日。

(二六) 田代文書二、正和四年五月日大鳥庄上条地頭非法注進状。

(二七) 東寺百合文書ツ十八―三四（註二四文書）。

(二八) 東寺百合文書を十六。

(二九) 註一五に同じ。

(三〇) 大乘院寺社雜事記、康正三年七月十一日。

(三一) 大乘院寺社雜事記、文明二年三月十一日

(三二) 高野山文書六、建治元年十月廿八日阿氏河莊上村百姓等言上状。

(三三) 幸若舞曲歌謡入鹿之内。

(三四) 東寺百合文書ツ廿八―三十四、卯月日太良庄本所分百姓言上状。

(三五) 東寺百合文書ツ三十五―三十八、五月廿八日弁祐書状。

(三六) 註八

(三七) 蓮如御文章帖外四ノ十六、

(三八) 一五五八年一月十日、パードレメストレ、ベルシヨールヌネス書翰（耶蘇会士日本通信豊後篇上）

(三九) 碧山日録、長祿三年三月九日。

(四〇) 兼右卿記、永祿六年九月十五日。

○尚本稿の一部の概要は、拙著「社寺と交通」至文堂刊に収録済みであることを附言する。

## The Development of Kumano (熊野) -Belief in the Middle Ages

Tsunezo SHINJO

The Kumano-belief which had swayed the aristocratic society in the end of the ancient ages, was, in the middle ages, gradually accepted by the people at large. And this attributed to activities of missionary workers, the development of manors (荘園), the establishment of local branches of Kumano Shrine and so forth. Especially that this was broadly accepted among the newly risen class—the warriors of eastern provinces—on account of active solicitation by Oshi (御師), determined the local development of Kumano—belief.

Moreover that they were rich men in the local community and the guide system by Sendati (先達), which was peculiar to Kumano made many warriors participate the Kumano-pilgrimage and this more grew in prosperity. On the contrary, the peasant at large, in the period of Kamakura (the end of 12c~the beginning of 14c) when the degree of their economic development was yet low and their subordination to their lords was great, could not have freedom nor means to travel as far away as Kumano. The only way for them to put their Kumano-belief into practice—that is pilgrimage—was to follow as porters to their own lords' pilgrimage.